



## 第二次香南市子ども読書活動推進計画



平成27年3月

香南市教育委員会

## はじめに

「かわいい子には旅をさせよ」という格言があります。現実にリュックサックを背負って旅することは、素晴らしい体験となり、旅する人の人間としての幅を大きく広げていくことになるでしょう。

それと同じように、「心」も旅をすることで大きく成長していくものだと思います。「心の旅」、それは本を読むこと、読書だと私は思います。

本の扉を開くと、そこには世界の、時には宇宙の、現代の、また遠い遠い昔の事柄が繰り広げられています。その本の中で、人は生き、学び、考え、成長しています。その姿に自分の姿を重ねて考えること、想像すること、そして登場人物や語り手と共に成長することが、読書の楽しさや良さではないでしょうか。

幸い、「香南市の子どもは本が好き、読書好き」ということが、平成26年度の全国学力・学習状況調査でもはっきり示されています。

例えば、小学校で「読書は好きですか」の問いに対して、「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」という肯定的回答をした香南市の小学生の割合は、全国と比較しておよそ10%近く上回っています。

また、中学生も「1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」の問いに対して、「2時間以上」「1時間以上、2時間より少ない」の回答は、全国よりおよそ5%近く多くなっています。

こんな子どもたちが成長し、大人になってまた次の世代に読書の楽しさ、良さを伝えていけるような良い循環ができればと願います。

この計画は、「愛あふれ 明日を拓く 香南っ子!」を実現するために、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、行政が一体となって、子どもの読書活動を推進し、心身ともに健やかな子どもとして成長することに寄与するために策定いたしました。

平成27年3月

香南市教育長 安岡 多實男

# 目 次

## 第1章 子ども読書活動推進計画策定の背景

1. 子どもの読書活動の意義	1
2. 子どもの読書活動の現状	1
3. 国の動向	1
4. 県の動向	2

## 第2章 第一次子ども読書活動推進計画の成果と課題

1. 家庭・地域における読書活動の成果と課題	4
2. 地域・市立図書館における読書活動の成果と課題	4
3. 保育所・幼稚園における読書活動の成果と課題	6
4. 学校における読書活動の成果と課題	8

## 第3章 第二次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨	1 1
2. 計画の目標	1 2
3. 計画の期間	1 3

## 第4章 第二次子ども読書活動推進のための取り組み

1. 家庭・地域	1 0
2. 保育所・幼稚園	1 5
3. 学校	1 6
4. 図書館	1 8

## 第6章 子ども読書活動推進計画の実施体系

資料1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	2 0
資料2 「文字・活字振興法」	2 2
資料3 「国民読書年に関する決議」	2 5
資料4 香南市子ども読書活動推進計画の事業一覧	2 7

## 第1章 第二次子ども読書活動推進計画策定の背景

### 1. 子どもの読書活動の意義

読み聞かせや自分で読書をすることにより、子どもは未知の世界を知り想像力や創造力を体得し、日常の直接体験では得られない発見や出会いに触れることができます。

その体験によって視野が広がり、言葉や心理を理解し、豊かな感情や感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手助けもしてくれます。子どもが多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心をときめかせるなどの喜びを感じとることができます。

さらには、子ども自身が正しい判断力を持ち生命の大切さを感じ取り、思いやりの心と生きる喜びを見いだす「読書活動」には、子どもの成長に欠くことのできない重要なはたらきがあるといわれています。

この健全な成長を支えるためにも、子どもの読書活動を社会全体で積極的に推進していく必要があります。

### 2. 子どもの読書活動の現状

(社)全国学校図書館協議会と毎日新聞が実施した「第60回学校読書調査」(平成26年度調査)では、平成26年5月1か月間の平均読書冊数は、小学生は11.4冊、中学生は3.9冊、高校生は1.6冊になっています。前年度に比べ、小学生は大きく増加していますが、中学生・高校生は減少しています。

今後は、平均読書冊数の数値に一喜一憂するのではなく、読書指導にいっそう力を入れる必要があります。

また、不読者の割合は、小学生は3.8%、中学生は15.0%、高校生は48.7%となっています。前年度と比べ、小学生・中学生は減少、高校生は増加となりました。

香南市においては、子どもの読書離れを食い止め、読書への関心を高めるとともに、読書の質を深める取り組みも必要であると考えます。

引き続き、子どもたちを取り巻く家庭や学校、図書館など、地域社会全体での連携した取り組みが大切だといえます。

### 3. 国の動向

国は、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動について国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(資料1)が施行され、その

中で子ども読書活動の推進に関しての基本的な理念と行動内容を定め、国と地方自治体の責務を明らかにしています。

平成14年8月に同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、あらゆる機会とあらゆる場所において読書活動を行うことができるよう、総合的に読書環境の整備を推進することを求めています。

さらに平成20年3月には、この計画の取り組みと成果を踏まえ、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、「国、地方公共団体、関係機関の連携を強調するとともに主要施策の数値目標を定め、子どもの読書活動推進に関する施策の一層の充実を図っていく」としています。

この間、平成17年には、文字・活字文化の振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めた「文字・活字文化振興法」（資料2）を制定し、5周年にあたる平成22年を「国民読書年」と定め、政官民協力の下で国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されています。

また、平成21年6月に公布された著作権法の一部を改正する法律が、一部を除いて平成22年1月から施行され、視覚著作物をそのままの形で利用することが困難な人のために、求める著作物に対して録音、拡大、映像化などの加工を施すことが可能になりました。

教育に関しては、平成18年12月に教育基本法が改正され、これを受けて学校教育法、図書館法が改正されました。また、改訂された「学習指導要領」では、言語に関する能力の育成を図るために学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切であると述べられています。

#### 4. 県の動向

高知県は「第二次高知県子ども読書活動推進計画」の基本的な考え方として、基本目標と基本方針を次のように定めています。

##### 【基本目標】

高知県で育つすべての子どもに読書の習慣を定着させ、読書の質を高めることで、豊かな心と感性を醸成し、考える力や表現力を身に付けるとともに、人との絆を育んでいきます。

そのために、次のことを目標として取り組みます。

- 子どもの発達段階に応じた自主的な読書活動へのいざない
- あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境づくり

## 【基本方針】

### I. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、市町村、民間団体等との連携を図りながら、読書に親しむ機会を提供します。

#### ○ 推進の方策

1. 家庭における子どもの読書活動の推進
2. 地域における子どもの読書活動の推進
3. 学校等における子どもの読書活動の推進

### II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために

県立図書館による市町村立図書館等への支援や学校図書館の図書の実充等を推進するとともに、子どもが親しみやすい図書室の整備やそれを支える人材の確保に努めます。

#### ○ 推進の方策

1. 公立図書館等の機能の実充
2. 学校図書館等の機能の実充
3. 子どもの読書活動推進のための人材育成

### III. 子どもの読書活動を総合的に推進するために

官学民で構成する「高知県子ども読書活動推進協議会」を設置し、計画の総合的な推進と進捗状況の適切な把握をPDCAサイクルに基づき行います。

また、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発をし、社会的機運の醸成を図ります。

#### ○ 推進の方策

1. 推進体制の確立
2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供
3. 評価
4. 財政上の措置

## 第2章 第一次計画の成果と課題

### 1. 家庭・地域における読書活動の成果と課題

保育所・幼稚園、学校、子育て支援センターや保護者と連携しながら、子どもの発達段階に応じて行われる教育講座や講習会など、あらゆる機会を通じて読書の楽しさや大切さを伝える読み聞かせや親子でふれあう読書時間を持つように読書の重要性について啓発しました。

また、小学生や中学生がいる家庭には、学校参観日やPTA活動を通して保護者が本と親しむ機会を作るとともに、家庭で子どもが自発的に本に手を伸ばす環境づくりに向けて働きかけを行い、保育所・幼稚園、学校、子育て支援センターや保護者と連携しながら、読み聞かせや読書の重要性について啓発を行いました。

具体的な取り組みとしては、「ブックスタート事業」において、21年度：216人、22年度：232人、23年度：233人、24年度：207人、25年度：200人、26年度（1月まで）：170人に絵本等の配布を行いました。

また、香南市図書館利用カードと市立図書館利用案内を保護者に配布し、読み聞かせや読書の素晴らしさ、子どもの発達段階に応じた教育講座や講習会を行い、あらゆる機会を通じて読書の楽しさや大切さを伝える取り組みをしてきました。

#### 【課題】

- ・家庭での読書推進活動については、概ね達成できていますが、今後とも取り組みを継続していく必要があります。
- ・地域で行われている「子育てサークル」や「放課後児童クラブ」においては、積極的に読み聞かせなどを行うように働きかけが必要です。

### 2. 地域・市立図書館における読書活動の成果と課題

市立図書館では、子どもが地域で本と出会い読書を楽しむことができる場所であるよう、図書館資料の充実や将来、図書館司書や地域の読書ボランティアとして活躍するなど、次世代の読書リーダー養成として「子ども司書事業」に取り組んできました。参加者数は、平成25年度12人、平成26年度13人となっています。

また、地域における子ども読書活動を推進するため、ボランティア養成のための講座を実施するなど、読書ボランティアの資質向上を目指し支援してきました。

第一次計画における具体的な取り組みにおける各施設の評価は、図1のようになっています。

【図1】

区分	具体的な取組	総合評価	総合評価	総合評価	3施設 総合評価
		野市 図書館	香我美 図書館	夜須 図書室	
		B	B	B	B
地域・ 市立図書館 における 読書活動 の推進	1. 子どもたちのその心に響く本に出会えるような児童用図書の充実に努めます。	B	B	B	B
	2. 子どもと保護者が安心して利用しやすい環境整備に努めます。	B	B	A	B
	3. 乳児健診時に、ブックスタート事業を行い、あわせて香南市図書館利用カードと市立図書館利用案内を保護者に配布し、読み聞かせや読書の素晴らしさを伝えます。	B	B	B	B
	4. 特別な支援の必要な子どもたちが、読書を楽しめる環境づくりに努めます。	C	C	C	C
	5. 保育所・幼稚園、学校、放課後児童クラブなどと連携を密にし、図書の貸し出しを行います。	A	B	A	A
	6. 地域で行われている「子育てサークル」や「放課後児童クラブ」などで読み聞かせなどを行うように働きかけます。	C	C	A	B
	7. インターネットを利用した蔵書検索で、自分の読みたい本を自由に選べるように情報を提供します。	B	B	B	B
	8. 市広報やホームページなどで図書館のPRや催しを紹介し、図書に関する情報を提供します。	B	B	B	B
	9. 「子ども読書の日」や「子ども読書週間」など、いろいろな機会をとらえ、子どもと保護者に読書の喜びを知ってもらえるような催しを実施します。	B	B	B	B
	10. 図書館を子どもたちに親んでもらうため、館内見学を積極的に受け入れます。	A	B	A	A
	11. 図書館の仕事を理解し興味を持ってもらうため、中学生の職場体験学習を積極的に受け入れます。	A	B	A	A
	12. 絵本の読み聞かせなどのできるボランティアなど、人材確保に努めます。	B	B	B	B
	13. 県立図書館などと連携しながら、職員の資質向上や図書館活動の展開に努めます。	B	B	B	B



### 【評価基準】

Aランク・・・達成・実施できた	(評価点 100)
Bランク・・・概ね達成・実施できた	(評価点 80)
Cランク・・・実施したが不十分である	(評価点 40)

### 【総合評価】

項目別の各ランクを評価点に換算し評価点の平均値をランクにしたものである。

### 【課題】

- ・図1の項目番号1・2・3・5・7・8・9・10・11・12・13については、達成、概ね達成できていますが、今後とも関係機関と連携を図りながら取り組みを継続していく必要があります。
- ・「特別な支援の必要な子どもたちが、読書を楽しめる環境づくり」においては、総合評価が「Cランク」であることから、尚一層、学校・地域・その他関係機関と連携を図りながら、子ども一人ひとりの障害の特性に応じた適切な支援の方法を考えるとともに、障害の状態に配慮した図書環境の整備が必要です。
- ・「地域で行われている「子育てサークル」や「放課後児童クラブ」などで読み聞かせなどを行うように働きかけ」においては、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなど、積極的な取り組みが必要です。

## 3. 保育所・幼稚園における読書活動の成果と課題

絵本コーナーの設置や蔵書の充実を図り、各園での環境整備に取り組みました。また、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなどを通じて、子どもたちが本に親しみを覚え、楽しさを感じることができました。

次に、親子読書を始めるきっかけづくりとして、保護者の研修、クラス懇談会、参観日などの機会に読み聞かせをし、親子読書の重要性を伝え、保護者にも実際に絵本に触れてもらい、幼児期からの本との出会いの大切さや絵本を読む楽しさを伝えるために、保護者に働きかけを行い、合わせて 家庭への絵本の貸し出しも行いました。

第一次計画における具体的な取り組みにおける各保育所・幼稚園の評価は、図2のようになっています。

【図2】

区分	具体的な取組	総合評点	総合評点	保育所7施設 幼稚園3施設 総合評価
		保育所	幼稚園	
		B	B	B
保育所・幼稚園における読書活動の推進	1. 絵本コーナーの設置や蔵書の充実など、各園での環境整備に努めます。	A	A	A
	2. 子どもたちが本に親しみを覚え、楽しさを感じることができるよう読み聞かせなどを進めます。	A	B	B
	3. 幼児期からの本との出会いの大切さや絵本を読む楽しさを伝えるために、保護者に働きかけをします。	A	B	B
	4. 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなど、子どもの読書に関わる活動を支援します。	B	A	B
	5. 「就学前読書活動事業」による専門機関の読書イベントにより、豊かな読書体験を進めます。	B	B	B
	6. 保護者の研修、クラス懇談会、参観日などの機会に読み聞かせをし、保護者にも実際に絵本に触れてもらい、絵本の楽しさ、親子読書の重要性を伝え、親子読書を始めるきっかけづくりに努めます。	B	B	B
	7. 保護者のための読み聞かせ講座などを開催し、保護者等にボランティアとして園などで活動してもらおうよう働きかけをします。	C	B	C
	8. 家庭への絵本の貸し出しをします。	A	A	A

#### 【課題】

- ・図2の項目番号1・2・3・4・5・6・8については、達成、概ね達成できていますが、今後とも関係機関と連携を図りながら取り組みを継続していく必要があります。
- ・「保護者のための読み聞かせ講座などを開催し、保護者等にボランティアとして園などで活動してもらうよう働きかけ」においては、保育所が総合評価が「Cランク」であることから、今後は、家庭・地域・その他関係機関と連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

#### 4. 学校における読書活動の成果と課題

すべての小学校・中学校において「朝の読書」の取り組みや家庭読書の啓発を積極的に行いました。

また、読書ボランティアやゲストティーチャーによる読み聞かせ、ストーリーテリングを行うなど、各学校に応じた読書活動を行いました。

学校図書館においては、学校図書館支援員を配置し教職員、関係団体との連携を図りながら、読書活動を通してコミュニケーション能力、自尊感情、規範意識の向上を図る取り組みをしてきました。学校図書館支援員の配置数は、21年度3人、22年度3人、23年度4人、24年度3人、25年度4人、26年度5人となっています。

また、現代社会において子どもたちの様々な心の問題が増えてきている中で、学校図書館は、「学校の心のオアシス」として子どもがリラックスでき、豊かな生き方を模索する場所としての観点から、25年度に夜須小学校の改修を行いました。

【図3】

区分	具体的な取組	総合評点	総合評点	小学校8校 中学校4校 総合評価
		小学校	中学校	
		B	B	B
学校における読書活動の推進	1. 読書の楽しさを体得できる授業の創造に努めます。	A	B	A
	2. おすすめの本の紹介や読書への広報活動を活発にします。	A	A	A
	3. 「朝の読書」など読書が生活の一部として位置付けられる時間を設定します。	A	A	A
	4. 家庭読書への呼びかけを積極的に行います。	B	B	B
	5. 読書週間（10月27日～11月9日）に、各校で読書に関する活動を行います。	B	B	B
	6. 読書ボランティアやゲストティーチャーによる読み聞かせ、ストーリーテリングを行うなど、各学校に応じた読書活動を推進します。	B	B	B
	7. 図書資料を計画的、継続的に充実していきます。	B	B	B
	8. 図書の選定は、保護者や子どもたちの希望も受け入れられるような方法を検討します。	B	B	B
	9. 図書資料を主体的に学習に利用できるように、各授業の中で指導します。	A	A	A
	10. 子どもがリラックスできる環境づくりに努めます。	A	A	A
	11. 香南市立学校間及び市立図書館との連携による、資料の有効活用法を検討します。	B	B	B
	12. 司書教諭の資質向上のために研究を深めるとともに、校内での情報の共有化に努めます。	B	B	B
	13. 市の雇用による学校図書館司書の活用により、司書教諭未配置校への人的配慮に努めます。	B	B	B
	14. 特別な支援の必要がある子どもが、豊かな読書活動を体験できるように、支援の状態に応じた選書や環境づくりに努めます。	B	B	B

### 【課題】

- ・ 図3の項目番号全般については、達成、概ね達成できています。今後は、尚一層、学校の教育活動全体を通して児童生徒が読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、各小・中学校の学校経営計画や教育振興計画に読書活動を位置付けて取り組む必要があります。
- ・ 教職員だけでなく読書ボランティア等、地域の人々のつながりを生かしながら、児童生徒の家庭における読書を推進する必要があります。

## 第3章 第二次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1. 計画の趣旨

この「推進計画」は、次に示すような子どもの発達段階に応じた理想的な読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけて、読書の持つ大きな力で子どもの成長を支えていくことを目的としています。

香南市では、子どもたち一人一人の読書活動が高まっていくように、また、読書を子どもの成長過程における心の栄養とするように、子どもの読書活動の環境を総合的に整えていきます。

#### 【乳児期】

乳児期は心身の成長のうえで基礎となる大切な時期です。赤ちゃんの頃から、親をはじめとするまわりの大人たちが愛情たっぷりの語りかけをすることで、情緒が安定し豊かな感性が育まれます。

この時期に親子で一緒に絵本を見ることは子どもにとってことばの獲得だけではなく、スキンシップを通して親子の絆を深める重要な役割を果たします。

このような絵本を見る楽しい時間を、早い時期から習慣として持つことが必要です。

#### 【幼児期】

この頃になると幼稚園や保育所に通う子どもも多く、集団生活を経験することで少しずつ自分の世界が広がっていき、友だちもできてことばも豊かになり、少しずつ日常会話ができるようになります。

また、絵本の簡単なストーリーがわかるようになり、日常生活のなかで絵本の中の出来事をまねたり、話したりと、十分に絵本の世界を楽しむことができます。このようなかかわりの中で自分のお気に入りの絵本が生まれ、それを何度も読んでもらいたがります。子どもの欲求に応え読書意欲を満たすためにも、周りの大人が深く関わっていくことが必要です。

この時期に出会った絵本の記憶は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、成長していく過程で子どもを励まし、希望を与え続けるものとなります。

#### 【小学生】

低学年において文字を習い自分でも本が読めるようになりますが、文字を拾い読みするのが精一杯で、物語の内容を理解してストーリーを楽しむ余裕はないようです。読んでもらえば長いおはなしも理解できるので、低学年のうちには

引き続き読んであげることが必要です。

本の楽しみを味わった子どもは、中学年以上になると読みごたえのある物語や古典的名作、科学や歴史の本なども読むことができるようになってきます。

ただし、それらの本は普段では手に取らないことが多いので、学校図書館や市立図書館などで上手に紹介してあげる必要があり、また、家庭でも読書を楽しむ習慣をつくるのが大切です。

### 【中学生から高校生】

子どもから大人への過渡期に当たります。思春期を迎えるこの時期は身体的にも心理的にも不安定で、さまざまな悩みを抱える時期です。個人の好みを読書にも現れるので、本をよく読む子どもと読まない子どもにわかれます。

しかし、悩みや問題と向き合ったときに読書を通して答えを得ることもあり、そのためにも、自由に幅広く読書ができるように読書環境を整えておくことが重要です。

一方、高度な知識を習得したいという欲求や色々な事柄への関心も強くなるので、家庭や社会はこの年代の子どもたちに十分な情報提供ができるように対応していかなければなりません。

また、子どもたちはこの時期に、図書館の有効な活用方法を学んでおくことも必要です。

## 2. 計画の目標

### (1) 家庭・地域・学校・図書館での子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校それぞれが担うべき役割を明確にし、それに応じた取り組みが主体的にできるよう努めていきます。また、相互に連携・協力した取り組みができるよう、ネットワークを構築していきます。

### (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

子どもの読書習慣を培い、知識・想像力を豊かにするために、資料の充実と施設等の整備を図ります。また、読書活動の専門的職員の資質向上や読書ボランティアの育成等に取り組み、その活動を支援していきます。

### (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めていく必要があります。講演会・研修会・イベント等の読書活動関連の事業を行い、広く啓発活動を進めます。また、あらゆる機会に子どもの読書に関する様々な情報を提供し、社会的理解を求めていきます。

### 3. 計画の期間

平成27年度から平成31年度までのおおむね5年間とします。

## 第4章 子どもの読書活動推進のための取り組み

### 1. 家庭・地域

生活の基本の場である家庭は、子どもが読書習慣を身に付けるいちばん身近な場所です。保護者が子どもの成長に合わせて「語りかけ」や「読み聞かせ」をすることは、子どもにとって楽しい経験であり、読書活動の基礎ともなります。読書を習慣付けるためには周囲の大人が読書に親しみ、本に親しむ環境をつくり、「読書の楽しさ」を体験させ、読書の素晴らしさを教えることが必要です。

また、子どもの個性をよく知っている保護者が、その時々々の興味や悩みに答えたり関心を膨らませたりできる本を示すことにより、成長過程での読書意欲の向上につながります。

地域にある身近な施設の図書コーナーは、子どもたちが学校外で本と出会う場所であり、自由な読書活動の場となっています。これらの施設では地域性や運営の特色を活かした図書サービスを行っており、本の魅力を最大限に紹介しています。

今後も、子どもたちが遊びや楽しみの中で、自然に本と親しめる読書環境を整えていきます。

#### (1) 家庭での子どもの読書活動の推進

##### ① 読み聞かせ等の充実と参加の呼びかけ

市立図書館や公民館では、子どもの読書活動に関するさまざまな事業を開催しています。今後も、テーマに沿った本や絵本・紙芝居を使った読み聞かせなど、親子で参加してふれあえる魅力的な行事をより多く提供するとともに、読書ボランティアや活動グループを支援して開催の機会や内容の充実を図ります。

また、これらの行事を周知するために、チラシや広報誌、公民館だより等による開催のPRに努めます。

##### ② ブックスタート事業の推進

10か月児健康診査時に絵本の紹介をしながら、お気に入りの絵本等を配布しています。その際に、読み聞かせのアドバイスを行うとともに、早い時



期に本とふれあうきっかけをつくる大切さを説明しています。

また、普段から子どもと絵本を介したコミュニケーションをとっている母親は育児ストレスが低く、安心感を持って育児ができ、読み聞かせを行う父親は育児にも積極的に関わっていきます。子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援するために、引き続き、事業の継続と充実を図っていきます。

## (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

### ① 選定絵本・図書リストの活用

乳幼児健診等の機会に「おすすめの絵本リスト」を配付して保護者に図書情報を提供しており、家庭での読書活動を推進しています。今後も、乳幼児から就学前までの発達段階に見合った絵本を選定して、リストアップした冊子の活用をすすめていきます。

また、市立図書館や学校図書館では子ども向けに図書リストを作成して本の紹介を行い、子どもの成長や状況に応じた図書情報を提供していきます。

## (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

### ① 「読書活動関連の講座」の開催

読書に関する様々な情報提供を行って子どもの読書活動への関心を高めていき、その重要性についての理解を促します。そのために、子育てを支援する関連施設や関係機関において、子どもたちを取り巻く大人や保護者を対象にした講座や教室、講演会を開催していきます。

### ② 子ども読書の日・読書週間の取り組み

4月23日は「子ども読書の日」として制定されました。法律の趣旨に沿った様々な行事を開催して、子どもの読書活動推進のための積極的な取り組みを行います。

また、こどもの読書週間と秋の読書週間は本とのふれあいを再認識する絶好の機会であり、引き続き、啓発広報を行っていきます。

### ③ 「家読（うちどく）」の取り組み

子どもが読書習慣を身に付けるためには、家庭での読書環境を整えることが大切です。いつも身近な場所に本があり、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむ姿を示すことは、子どもが読書に興味を持つきっかけとなります。

また、家庭での読書を習慣付けることは、テレビやコンピューターゲームなど電子メディアとの過度な関わりを軽減し、生活習慣を整えることにもつ

な갑니다。

「家読」は、本を介した家族間のコミュニケーションを推奨する運動です。

「家読」を推進することにより、家庭での読書環境が整備されるよう取り組みます。

## 2. 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は子どもたちが早い時期から本と出会うところになるので、子どもたちの身近に本とふれあう環境を整備し、絵本などに親しむ機会を提供することが必要です。子どもたちが先生や友だちと一緒に絵本を楽しむことで、本に対する興味や関心が持てるようになり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれていきます。

そのために、年齢に応じた絵本を選んで読み聞かせをして、本に親しめるきっかけづくりをしています。そして、これらの読書活動は子どもたちの心を育てていく大切なものとなるため、保護者にも積極的に働きかけていきます。

### (1) 地域での子どもの読書活動の推進

#### ① 絵本や物語に親しむ取り組み

保育所・幼稚園では、保育士や教諭による絵本の読み聞かせや紙芝居を活動時間の中に積極的に取り入れ、絵や言葉の中に喜びや楽しさを見つけるための読書活動を行っています。

そのなかで保護者や読書ボランティアによる「読み聞かせ」を実施しているところもあり、今後は全体的な取り組みとしていきます。

そして、これらの活動を充実するとともに、保育士や教諭が読書指導や図書の利用指導を学ぶために、研修会や講習会への積極的な参加をすすめています。

#### ② 幼稚園や保育所における未就園児への取り組み

家庭で、保護者が子どもに対して、絵本などを使った肉声での語りかけを十分に行うことが、子どものすこやかな成長にはかせません。各幼稚園や保育所では未就園児の来園の機会をとらえ、家庭に絵本を貸出しするなど、入園までの読書体験を支援するための取り組みを行っています。

### (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

#### ① 図書スペースの確保と図書の充実

子どもたちがいつでも好きな絵本にふれられるようなスペースに「図書コーナー」を設置して、自発的な読書習慣や継続的な読書活動を育てていきま

す。

また、子どもが手に取るような魅力ある図書を揃えて、内容の充実を図っていきます。そのために、図書館との連携を持ちながら団体貸出の利用を進めていきます。

### (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

#### ① 保護者への働きかけ

保育所や幼稚園、市立図書館との連携を深め、読書活動の情報交換を行っていきます。そして、保護者に乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さを伝え、成長に応じた絵本の選び方や選定図書リスト等の紹介をしていきます。

また、家庭でも本と親しむ機会がもたれるように、図書コーナーから絵本の貸し出しを行い、親子読書への働きかけを行っていきます。

## 3. 学校

市内の小中学校、高等学校では、子どもの成長に応じた読書活動の充実を図っていきます。また、教職員連携のもと、読書の楽しさを味わえるような指導の工夫や取り組みを一層充実させます。

さらに、子ども一人一人が生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて生活を豊かにすることができるようにサポートし、子どもたちが自分の考えを広げたり深めたりする能力が育つ環境を作ります。

### (1) 学校での子どもの読書活動の推進

#### ① 学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み

「朝の読書」等により、自由で主体的な読書環境を作っています。さらに読書ボランティアやゲストティーチャーによる「読み聞かせ」や「ブックトーク」を行うなど、各学校の状況や目標に応じた読書活動を推進します。

#### ② 学校図書館の運営

学校図書館の運営は、学校司書・司書教諭等を中心に全教職員連携の下に行います。

#### ③ 学校図書館の支援

学校図書館が十分に活用され機能するためには、あらゆる教育機関との連携が必要です。現在、読書活動をサポートするために、図書支援員を配置して学校図書館の機能向上と市立図書館等、教育機関との連携を推進していま

す。

#### ④ 学校と市教育委員会との連携

学校と市教育委員会が連携を密にして、読書活動の推進に当たっていかなければなりません。各学校との情報交換や読書活動実践例の紹介、優良事例の検討実施など、読書活動の総合調整指導を推進します。

#### ⑤ 高等学校

市内高等学校との情報交換を行い、読書活動の推進を働きかけていきます。そのために、相互に連携・協力していくための組織作りを行い、より効果的な取り組みとしていきます。

### (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

#### ① 学校図書館の情報通信ネットワークシステムの利用

市立図書館には、蔵書検索システムがあることからインターネットから蔵書情報を得ることができます。児童・生徒が自由に本を検索できるように、学校図書館から検索できるよう機器の整備充実を図っていきます。

#### ② 学校図書館の図書資料の充実

子どもたちが興味や関心を持つ図書や、各教科の学習を進める上で必要な図書の配備を進めていきます。学習・情報センターとしての機能を果たすために予算措置を行い、図書資料の計画的な入れ替えで蔵書の充実を図り、児童生徒の多様なニーズに応えられる、魅力ある学校図書館の整備を目指します。

#### ③ 学校図書館の環境整備

子どもたちの発達段階に応じた、利用しやすい室内空間が必要です。学校図書館の図書の配架・レイアウト・紹介方法等に工夫を凝らし、快適な読書環境作りに努めます。また、自由な環境でくつろぎながら読書を楽しんだり、研究・学習の場として活用したり、集中して読書ができるなど、各学校の特色を活かした環境整備に努めます。

#### ④ ボランティア団体との連携・協力

学校では読書ボランティアやゲストティーチャーによる、読み聞かせなどを実施しています。これらの活動は、児童生徒の読書意欲の高まりとともに内容が充実してきており、地域の社会人やボランティア、保護者との交流も

深まっています。

それによって児童生徒の読書に親しむ習慣の育成や、読書活動への実践が図られています。今後も継続して連携・協力の充実を図っていきます。

### (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

#### ① 読書関連行事等の実施

「読書週間」に合わせて特別行事等を企画し、読書への意欲や関心を高め、本に親しむ習慣を育てていきます。4月23日「子ども読書の日」には、その意義を十分に理解して、行事等の取り組みを進めていきます。

#### ② P T Aとの連携、保護者への働きかけ

家庭での読書を推進するため、P T Aと連携をし「家読」を推進していきます。また、読書講演会などを開催し保護者への働きかけを行います。

## 4. 図書館

市立図書館は本に関する様々なネットワークの中心となる施設であり、読書活動と図書資料の活用に関する知識と経験を持っています。

また、子どもの読書活動の推進拠点としてや、活動のコーディネーターとしての専門的な役割も担っています。子どもたちがたくさんの良い本と出会えるような環境整備を総合的に行いながら、読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。

### (1) 図書館での子どもの読書活動の推進

#### ① 読書環境の整備

子ども向けの魅力ある蔵書構成を図るため、図書の充実とレイアウトの見直しを行います。赤ちゃん絵本コーナーでは選定本を紹介するとともに、子どもといっしょに利用できる館内環境を確保していきます。

また、新刊本等の充実や、新着書籍などの情報提供・蔵書案内等の充実を図ります。

#### ② 「子ども司書養成講座」の実施

子どもの読書活動の推進役として、本好きで読書活動に意欲のある小中学生が「子ども司書」となって、まわりの友だちや家族に読書の楽しさや大切さや将来、「子ども司書」の子どもたちが、図書館司書や地域の読書ボランティアとして活躍するなど、次世代の読書リーダーを目指すことを推進していきます。

③ 「読書ボランティア養成講座」の実施

読み聞かせ啓発活動の推進など、保育所や幼稚園、学校における読書活動の推進を図るため、家庭・学校・地域で活躍できるボランティアを養成します。

「香南市子ども読書活動推進計画」に基づいて、幼稚園や保育所、学校、家庭・地域における読み聞かせなどの活動をとおして読書活動を推進します。

## 【資料 1】

### 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

#### （目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化

その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## 【資料 2】

### 文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）

#### （目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

#### （基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

#### （国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地

域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 【資料3】

### 国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）

#### 【衆議院本会議】

##### 国民読書年に関する決議

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。右決議する。

#### 【参議院本会議】

##### 国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書

年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

## 【資料4】

### 香南市子ども読書活動推進計画の事業一覧

#### 1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 読書の重要性の周知徹底</li> <li>○ 絵本の読み聞かせ等の実施</li> <li>○ 子どもに読ませたい本の紹介活動の実施</li> <li>○ 読み聞かせについてのアドバイスの実施</li> </ul>
(2) 地域における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童用図書の充実</li> <li>○ 地域ボランティアによるブックスタートなど 絵本等に触れる「きっかけ」づくりの実施</li> <li>○ 地域ボランティアの確保・養成</li> <li>○ 地域の活動団体への読み聞かせ等の働きかけ</li> </ul>

#### 2 保育所・幼稚園における読書活動の推進

(1) 本に親しむための機会の提供・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちの絵本等に親しむ機会の提供</li> <li>○ 教職員への読み聞かせ等の学習会の開催</li> <li>○ 絵本の楽しさに触れる機会の充実</li> <li>○ 保育所・幼稚園における読書活動の支援の充実</li> </ul>
(2) 読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所・幼稚園での幼児用図書の充実</li> <li>○ 「見る・聞く」等を意識した絵本の設置</li> <li>○ 保護者と一緒に絵本を楽しめる書架の配置</li> </ul>
(3) 保護者等への読書活動の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親子読書の重要性の呼びかけ</li> <li>○ 保護者のための読み聞かせ講座の開催</li> <li>○ 家庭への絵本の貸し出しの実施</li> </ul>

### 3 学校における読書活動の推進

(1) 読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 読書の楽しさを体得できる授業の創造</li> <li>○ 読書への広報活動の活発化</li> <li>○ 「朝の読書」などの実施</li> <li>○ 家庭読書への呼びかけ実施</li> <li>○ 合同研修会などネットワークづくりの推進</li> </ul>
(2) 学校図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図書資料、刊行物等の収集・整理・充実</li> <li>○ 学習計画に基づいた蔵書プランの確立</li> <li>○ 図書選定への子どもや保護者の意向尊重</li> <li>○ 図書資料の主体的利用の指導実施</li> <li>○ 子どもがリラックスできる環境づくり</li> <li>○ 学習活動で作成した資料の収集・保存</li> </ul>
(3) 学校図書館のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校間等における資料の有効活用法の検討</li> <li>○ 学校間等での物流システムの整理</li> </ul>
(4) 司書教諭の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市単独学校図書館司書の配置と活用</li> <li>○ 司書教諭の活動支援体制づくりの促進</li> <li>○ 司書教諭の資質向上</li> </ul>
(5) 特別な支援の必要な子どもたちの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 読書指導の研究，情報交流の推進</li> <li>○ 読書に親しみやすい環境の整備</li> </ul>

#### 4 図書館における読書活動の推進

<p>(1) 図書資料の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 読書需要に対応できる図書資料の充実</li> <li>○ 市全体でのバランスの取れた図書資料の整備</li> <li>○ 年代を考慮した図書資料の整備</li> <li>○ 子どもたちが利用しやすい配架の整備</li> </ul>
<p>(2) 集会・展示活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 読み聞かせ等の集会・展示活動の実施</li> <li>○ 読書の喜びを知ってもらえる記念行事の実施</li> <li>○ 館内見学の積極的な受け入れ</li> <li>○ 中学生の職場体験事業の積極的な受け入れ</li> <li>○ ボランティア等の人材確保</li> <li>○ 県立図書館等との連携</li> </ul>
<p>(3) 職員の資質向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 司書の適正配置</li> <li>○ 職員の司書資格取得の支援</li> <li>○ 研修等による職員の資質向上</li> <li>○ 県立図書館等の研修への積極的参加</li> </ul>
<p>(4) 特別な支援の必要な子どもたちの読書活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅身体障害者(児)図書郵送貸出事業の充実</li> <li>○ 大活字本や録音図書, 点字図書等の充実</li> <li>○ 手話や字幕入り映像資料の充実</li> <li>○ 対面朗読等のできる職員等の養成・確保</li> </ul>
<p>(5) 図書館相互及び保育所・幼稚園・小中学校との連携・協力体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所・幼稚園・小中学校へ図書の貸出実施</li> <li>○ 他館の情報収集及び相互貸借の実施</li> <li>○ 工夫を凝らした集会・展示活動の実施</li> </ul>



(6) 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 読書の意義や大切さの周知徹底</li> <li>○ 乳児健診時に、絵本と香南市図書館利用カードと市立図書館利用案内を保護者に配布</li> <li>○ ポスター等を活用した読書活動啓発実施</li> <li>○ 優れた図書情報の提供</li> <li>○ ホームページの充実など啓発活動の実施</li> <li>○ 館内への読書案内，活動報告等の掲示</li> </ul>
-------------	---

- 5 毎年、10月31日を「香南市子ども読書の日」として、家庭、地域、図書館、保育所・幼稚園、学校が一体となって子どもの読書活動を推進します。